

第23期第29回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和元年9月5日(木曜日) 13:30～15:20

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第18番	松本勝美
第8番	藤田健太郎	第19番	山口三七夫
第9番	矢野重明		

(2) 農地利用最適化推進委員

第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第14番	西原實一
第8番	宇野賀津美	第15番	久枝啓一
第9番	田坂健次		

(3) 欠席委員 6人

農業委員	第2番	石山敏夫
農業委員	第10番	藤田幸隆
農業委員	第13番	曾我部英敏
農業委員	第17番	渡邊勝俊
推進委員	第1番	神野克史
推進委員	第2番	岡田充

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
農地係 長	田 中 賢 禪	農政係 長	谷 口 恭 子
主 任	井 上 貴 清	主 事	池 田 有 里
臨時職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 新居浜市農業施策に関する意見書の作成について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員15人・推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。天候不順で台風10号も心配されましたが、心配するほどではなくよかったですと思います。

作業工程など天気予報に合わせて、農業委員会の活動と共に農作業も一生懸命されるようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから第29回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第6号までとなっております。農政関係は、「新居浜市農業施策に関する意見書の作成」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において小野 義尚委員と寺尾 俊行委員を指名いたします。両委員さんよろしく申し上げます。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。議案中、第1号から第3

号は決議事項、第4号から第6号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田27筆、畑11筆、合計面積31,378.30平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、89番の(1-1)さんから110番の(1-22)さんの22件でございます。内訳といたしましては、期間、1年間で2件、3年間で19件、5年間で1件。利用権の種類は、使用貸借18件、賃貸借4件、また、再設定21件、新規設定1件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、89番から110番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第15番及び第16番の2件でございます。

8ページをお開きください。

第15番は、萩生字治良丸、田、1筆、面積700平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。譲受人は現在、4.5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、小作地の自作化を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは引き続き稲作を予定しております。

第16番は、東田一丁目、田、1筆、面積1,619平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。譲受人は現在、2反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、保有農地に隣接する申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは稲作を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、第15番及び第16番のいずれについても、取得後すべての農地を利用すると見込まれ、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がなく、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第15番については1ページ目、第16番については2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、15番については、地元委員であります、西原 實委員から、16番については田坂 健次委員から報

告をいただきます。

まず、西原委員お願いします。

西原委員

報告いたします。8月5日に現地調査の依頼書をいただきまして、8月6日に現場に行ってきました。その購入しようとする土地の道路が3メートルくらいあり、その所から直接田に入るようでした。その奥の所に譲受人の(2-1)さんの土地があり、以前からその土地を購入したいと仰っていました。近隣の方にも聞き取りをしましたが、特に問題は無いということでした。農業の機械類なのですが、トラクター、耕耘機、田植え機、トラックもありまして機械的には問題ないと思っております。これまでも、田んぼとして耕作されており、引き続き田として利用される予定なので隣近所の問題もなく許可をしても差し支えないと思っております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。次に、田坂委員お願いします。

田坂委員

調査報告をしたいと思えます。農地法第3条の許可条件全てを満たしていることを確認します。申請地は3年前から(2-2)さんが耕作し稲作しております。今年も稲が順調に育っております。あと、(2-2)さんは地元の方で以前から農業に携わっている家族です。また、申請地の周囲ですね、これは(2-2)さんの所有地でありまして草刈りなど環境管理も十分に出来ておりますし、先程も言ったように地元なので周辺地域の集団化を阻害することがないことをご報告します。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号15番から16番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所

有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

9ページをご覧ください。

議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、第3番の1件でございます。

10ページをお開きください。

第3番は、船木字元船木、畑、1筆、面積674平方メートル、譲受人は市内在住の(3-1)さんです。

譲受人は現在、10反ほどの農地で生薬栽培を行っており、今回、経営規模の拡大を図るため、申請地を借り入れる目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは生薬を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、借入後すべての農地を利用すると見込まれ、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がなく、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。3ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、3番については、地元委員であります矢野重明委員から報告をいただきます。

矢野委員をお願いします。

矢野委員

(3-1)さんが、この農地の近くで3年位前から栽培を始めておられて、最初は草を作っているのか、作物を作っているのかよく分からなかったのですが、この2年位は生薬を作っていると道路から見ても分かるようになりました。

今回新たに申請されている農地ですけど所有者は前回と同じ方で、同じような物を作ると聞いております。今回、新しく追加で加入する農地と、今現在耕作している農地と近くて管理も十分なされると見込まれます。ここで、気になったのが耕作面積が（3－1）さん1町位になっているのですが、私が知っている元船木では5、6反しかないかと、あとは川東の方でされているのかと思うのですが、元船木の農地に付いては十分に管理をなされると思います。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第3号3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（3－1）さんは、残りのところは多喜浜3丁目で耕作されております。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

11ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

12ページをお開きください。

8番、多喜浜二丁目、畑2筆、申請人は、（4－1）さん。内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地 105.88平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、8番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書

等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告
させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、8番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

13ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は15件です。

14ページをお開きください。

139番、大生院字喜来大谷・字喜来西ノ原、畑20筆、譲受人は、(5-1)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

140番、大生院字喜来大谷、畑7筆、譲受人は、(5-2)さん。内容は、太陽光発電施設・露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

141番、東雲町二丁目、畑2筆、譲受人は、(5-3)さん。内容は、自己住宅64.59平方メートル、一体利用地として、宅地231.38平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

142番、東雲町二丁目、畑2筆、譲受人は、(5-4)

さん。内容は、自己住宅62.10平方メートル、一体利用地として、宅地231.38平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

143番、上原一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-5)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)294.95平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

144番、阿島二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-6)さん。内容は、自己住宅117.17平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

145番、阿島二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-7)さん。内容は、自己住宅106.70平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

146番、外山町、畑1筆、譲受人は、(5-8)さん。内容は、自己住宅77.54平方メートル、一体利用地として、雑種地144.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

147番、沢津町二丁目、田2筆、畑1筆譲受人は、(5-9)さん。内容は、店舗1,121.10平方メートル、一体利用地として、宅地469.45平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、賃借権で期間は20年です。

148番、外山町、畑1筆、譲受人は、(5-10)さん。内容は、建売住宅(2戸)125.56平方メートル、農地

区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

18ページをお開きください。

149番、光明寺二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-11)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

150番、河内町、田1筆、譲受人は、(5-12)さん。内容は、宅地分譲(4区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

151番、阿島三丁目、畑1筆、田3筆、譲受人は、(5-13)さん。内容は、露天資材置場、一体利用地として、雑種地2,338.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

19ページをご覧ください。

152番、政枝町一丁目、田9筆、譲受人は、(5-14)さん。内容は、農地への進入路、一体利用地として、公衆用道路52.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は10年です。

153番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は、(5-15)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、139番から153番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められ

ることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、139番から153番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、合田委員さん。

合田委員 139番についてなのですが、地図で見ましたらこの一帯の転用となりますと、1町3反ほどのものですか。これは、意見書の中で改良区が1町などになると総会が必要という改良区もあるのですが、1町を超えるような場合の手続きはきちんとされているのでしょうか。

田中農地係長 改良区さんからは、問題なしということで意見書をいただいております。先程、合田委員さんが言われるように、改良区さんの方でもしかしたら総会などを開かれたのかも分かりませんが、事務局の方へは情報としてはありません。

合田委員 大体、1反を超える場合は自治会での説明会があったり、1町を超えると総会を開いたりというルールがあるところが多いと思うのですが、無いところもあるかもしれないですね。

寺尾委員 私も(5-2)さんが、阿島土地改良区に1町を超えた土地を申請しようとしてきているのですが、私達のところは1町を超えているので総会決議が必要ですが、安全設備等のことで不備があり1度(5-2)さんにお返ししております。

合田委員 この申請の地域は、大谷池とため池があって、その下一連を転用をするということもありますので、その辺りの用水路をどう管理していくのか参考までに教えてもらいたいのですが。

田中農地係長 それについては、先程も申し上げましたが、事務局の方ではもち合わせておりません。

まず、3,000平方メートルを超えておりますから、県の農業会議などの現地調査の対象になってきます。

その調査時には、県の担当者や隣接市の会長さん等の立ち合いがありますので、排水等はどうするのかとの質問が出てくると思うのですが、今のところ事務局としては、どのようなプロセスになっているかというのとは分かりかねます。

合田委員 上の方から谷間ですから、水とか洪水とか下の方に流れ

るという懸念も十分ありますので、その辺りは転用許可を出す時に注意事項、助言などはしないのですか。

田中農地係長

現地調査の時に隣接市の会長さん等から、そういう意見があれば、どうされるのかというようなことで、排水施設を作りますとか、その場で決まることもありますし、まだ、現地調査を行っておりませんので、どういった話になるかというのは分かりかねるところです。

そういった懸念がうちの総会で出たということは、調査時に県等に繋いでいきたいと考えております。

藤田会長

今、合田委員さんがご指摘される点については、農地法に関係することしか審議できない。今言われる排水、水の問題について、その中にあるこれを転用した時に、我々がここで心配する以上にまず、地元の改良区の方で状態が悪ければ意見書について、同意しないと出してくると思います。

いずれにしても、周辺の農地にどれだけの影響を及ぼす時には困るということで改良区も意見書を提出されると思います。ここでおかしいとなれば、もう一度審議をしましょう、調査をしましょうとなったり、それでも出してくると県の方で、3,000平方メートルを超えると隣接市の会長が来て関係機関と共に現地調査をして、月末の常設審議委員会にかかって許可がどうかになるのですが、いずれにしても、広くなってくると中々他のところでは無いですから、皆様も心配されるというか、我々が審議しにくいのは現地を見てないですから、よく分かっている方は意見が言えるのですが、そうでなければ中々意見が言えないということですよ。

これからも出てくるかも分かりませんが、もう一度調査したいと言えればそれでもいいのですが、そうでなければ許可をするか、ちょっと待てとなるか、参考までの意見でありまして皆様がどう決めるかというのではないですけど、他ではそういうようになっているということでもあります。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

20ページをお開きください。

議案第6号「農地法第5条第1項許可の取消について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

田中農地係長

議案第6号は、農地転用取消申請の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

21ページをご覧ください。

1番、松神子三丁目、田1筆です。

その理由等については、議案書のとおりでございます。

以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項許可の取消について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

22ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

す。

なお、14時20分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「新居浜市農業施策に関する意見書の作成について」を議題といたします。

意見書の提出につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と定められております。この法律に基づき、平成29年5月に第22期農業委員が意見書を提出し、今年1月には、経済部農林水産課、農地整備課の担当職員より進捗状況について報告いただきました。本日はそれらを踏まえまして、我々第23期委員として、どのようなことを関係行政機関等に対する意見として提出していくか具体的な内容について話し合いたいと思います。

それでは、資料としてお配りしております過去の内容について、事務局から説明いたさせます。

谷口係長

資料の説明をいたします。それでは、資料1ページの〈資料1〉をご覧ください。これは、過去3期の建議書と意見書の項目の変遷を表した表でございます。

第20期は、1 担い手の確保・育成、2 地産地消と食農教育の推進、3 有害鳥獣駆除対策の強化、4 農業生産基盤の整備のテーマで建議しております。

第21期と第22期は、1 担い手の確保と育成、2 地産地消の推進と食育の充実、3 有害鳥獣駆除支援策の強化、

4 計画的な農業生産基盤整備の実施のテーマで建議及び意見しております。

次に資料2ページの〈資料2〉過去3期の内容をご覧ください。

これは、先ほど資料1で見ていただいた、過去3期の建議及び意見の軸となっている担い手・地産地消と食育・有害鳥獣対策・基盤整備の4つのテーマ別の内容を整理した表でございます。それぞれ第何期のものか、何番の項目に書かれているか、内容は、建議書及び意見書の内容を箇条書きに整理したものでございます。内容をまとめるため、若干建議書や意見書と表現が異なっている部分がありますことはご了承ください。内容の個別の説明は、時間の都合で省略させていただきますのでお目を通しおきください。

つぎに、資料3ページからの資料3・4・5につきましては、第20・21・22期の農業委員による建議書及び意見書となっておりますので、参考資料としてお目を通してください。以上で事務局からの説明を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、第22期の意見書では、担い手の確保と育成、地産地消の推進と食育の充実、有害鳥獣対策支援策の強化、計画的な農業生産基盤整備の実施の4つのテーマで意見しておりました。いずれも重要なテーマであり、我々もこれは引き継いでいかなければと思います。まずは、第23期の意見書の軸となるテーマについて協議を行いたいと思います。ご意見をお聞かせください。20期、21期、22期と建議書と意見書について出させていただいておりますけど、以前、こういった話をする時に、委員さんの中から、なぜいつも同じだという意見がございましたが、それができないから同じようなテーマになります。どこに行っても全国的に担い手がない、人口減少の中で特に金になりにくい農業についての担い手がないと、でも農地を守り、農地というのは国の国土を守るということですから、そう

いったことに農地は環境面の色々な事に繋がり、農地は多面的な機能を有しており、それを保全していくというのは大変なことなのですが、それをしていかないと国土、環境は悪くなるというようなことに繋がっていく。そういった中で全国的にどこに行っても担い手の確保と育成ということと言われるのですが、そういったことについて以前から問題になってそれがなかなか前に向いて行っていないのが現状でございます。それと、有害鳥獣については、以前はイノシシと山の方ではシカ、鳥といわれていたが、今は有害獣で下の方ではイノシシとサル、山ではシカ、よく言われる防護柵についてもシカとかイノシシは柵をすればいいのですが、一番始末が悪いのはサルです。人間の知恵比べをしていろいろと行っていかなければならない、こういうようなことについて新居浜の辺りで我々川東では線路の上には被害が強い、下にはまだ被害が来ていないといわれているのですが、有害鳥獣対策というそれに対する取り組みも今やっと補助金とか防護柵とかについての事をやりましょうということで、以前から農業共済組合は色々取り組みんでくれていたのですが、強化をしていかなければならない。行政の補助もいるし、当然耕作者が立ち上がらないといけない。よく言われる、役所は何をしてくれるのかとおっしゃいますが、皆が立ち上がらないといけないということなのです。今、担い手の確保、地産地消推進とか食育の充実であるとか、計画的な農業水産基盤の整備とか、今までずっと言われてきているのですが、これからでも上手くできてないから、ただ強いて言えば農業生産基盤については土地改良区事業で多少なり前を向いて行っている。特に、池田池も防災対策も含めて今、堤防の改修工事をしているとか農道であるとか、水路の整備でも予算が少ないと言いながらも少しずつでも整備をしてくれている。そういった中で、新居浜市は農地と住宅が混在しておりますのでなかなか下水道、河川水路課の担当になったり、農地

整備課になったり、道路課の関係であるとかいろいろあるのですが、そういった中でもいろいろそれを使っての生産基盤のことにも以前より少しずつ前を向いては行っているのですが、もっともっと整備をして欲しいというような事も地域であると思いますが、いろんな事について、まずは意見書の軸になるテーマについていろいろ意見を出していただきたいのですが。

はい、小野委員さんどうぞ。

小野（春）委員

当たり前のような質問になって申し訳ないのですが、各建議書の中において3年ごとという事で現状はそんなに変わってない。現実的に私も一農家として稲作等をやっておりますが、地域の農家の方の心配の種、将来に対する不安というのは、高齢化、跡継ぎがない、いろいろな諸条件が重なり合って誰か作ってくれる人はいないかと質問をぶつけられるんですよね。この時に、一番手っ取り早いのは「うん、私が借りてします。」とかこういったように申請して承認を得て耕作ができるにこしたことはないのですが、これも一個人の体力とか年齢とかもあって限度があります。そういった時に、農業委員会等で展開しております人・農地プランなどの窓口を今以上に明確にして欲しいというのが単純なお願いです。以上です。

藤田会長

伊藤委員

はい、伊藤委員さん。

鳥獣対策の方で主にイノシシの事で、去年辺りは私の近辺では減った感じがするのですが、今年あたりはどの程度イノシシの駆除、捕まえた数が分かれば教えていただきたい。減っていると感じるのは、沢山捕まえているからかと思ったり、現に今、私が管理している池の土手がかなりイノシシに掘られて困っているので、イノシシを捕まえる柵をどういうようにしたらいいのか、柵付けをするのに資格がないといけないとか、そこら辺りが分かりづらいので、池の所に柵を設置して欲しいと思っているのですが教えて欲しいです。

藤田会長

単純に罾については狩猟免許がないとできない。捕獲用の箱については役所の方が管理をしまして、担当課へお願いすると限られた数の中でしてくれます。ですが、箱には入らないという考えを持っていていただきたい。箱に入るのはウリ坊しか入らない。

伊藤委員

この間新聞で梓自身が大型でかなりの数を確保して、家族ぐるみで捕獲ができる、ウリ坊から親まで。

藤田会長

よく新居浜辺りで捕獲をしたと聞くのは、捕獲箱を置いたら入ると思っており、一時角野の上部東西線のところでイノシシが出たとか、2年くらい前に川東の辺りで出た時に捕獲箱を設置しようと、捕獲箱を設置するといっても、組み立て式ですから人が持って行って、人の匂いが付くし、イノシシの習性というのはどこら辺を通るとかもあるし、全く置いてない所で草を刈り上げて、餌を置いたら入らないことはない、垣生辺りでも設置したら最初2回くらいは入ったと、それからはまず入りません。罾については、狩猟免許を持った人が、11月から3月の狩猟期間についてはいいのですが、それを過ぎると指定された人しかできないとか、銃と罾については資格が要りますのでそれを取れないと捕れない。防護柵については国の補助事業で行っているとか、それぞれの地域が農業共済の補助金で個人が行ったとか、市の担当課は農林水産課になります。大きなテーマでそれを決めていく、その中に有害鳥獣の事になると細かい事について皆様から意見を出してもらって、それをまとめていきたいと思います。

伊藤委員

この間、新聞に出ていたのが何頭も一気に捕獲できる大型の柵で、結局警戒心もない、新居浜市もそういうような物を検討しているのかと思ひまして。

藤田会長

単純に防護柵をずっとしていると、1カ所開けておいてそこに大型の柵を置いておいたら追われて戻ってきたらそこに入るのかと思いますけど、なかなか難しい。

伊藤委員

新聞に載っていたのは、40何頭捕ったとか出ていまし

た。

藤田会長

イノシシだったら、イノシシの習性をよく勉強してそれをうまく利用して罾とかをしかけていかないと効果が出ないのではないかと思います。

伊藤委員

それは、農林水産課か猟友会とかが窓口ですか。

藤田会長

農林水産課が窓口で新居浜市に3つの猟友会があって特に銃の駆除について、罾についてもどういった所にするとか許可を持っている人達と連動していろいろやられているとお聞きするんですけど、具体的にこの人はどこでどうやっているかは聞いてないのです。農林水産課に行っていたかと分かると思いますのでお願いします。

横井委員

柵の費用は農林水産課が出してくれるんですか。

藤田会長

全てが出るわけではないです。補助基準というのがあって、益を受ける人達が当然負担をしていかないといけない。柵を作ったりすることについては今のところ行政が作ってくれています。効果が出るならもう少し増やして欲しいといいますが、あまり効果がない。

意見書の作成に関するテーマが今まで同じように21期、22期とそういうようなことで中身については多少変更していくのですが、大きなテーマとしてはこの4つを基準にしてやって行くということでご理解いただけますか。これから話をしていくのですが、まずは4つを引き継ぎしてテーマに沿って意見を出し合って意見書を作成していきたいということで進めていきたいと思います。4つのテーマで担い手の問題について具体的に話し合っていきたいと思います。何かご意見があれば出していただけたらと思います。例えば22期で担い手については、青年就農給付金事業、名前が変わったのですが、今3名の方が事業を受けておるとか、皆様方からこういったことについて要望していきたいというようなことがあれば出していただきたいと思います。はい、伊藤委員さん。

伊藤委員

若い方がこれからやっていくということで、この前今治

から四国中央市までの里芋の選果でJAに行ってきたのですが、若い方と話をしているうちに里芋はどうかと言ったら機械を入れてするのがなかなか大変だし、マルチとか雑草のことなどもあるし、そこら辺の共同機関というのか、そういうところがはっきり、このくらいで出来るとか生産性を上げようと思ったらお米は収益が上がりにくいし、機械代で終わってしまうし、里芋については機械のことなどが分かっていないから、植え付ける機械とか、マルチを張る機械とか、取り入れる機械とか、そこら辺の共同機械、私自身も知らないのです。そういうところを広報して行って、お米は1反あたりの金額とか細かく出ていますよね。一袋いくらか、里芋も農協が盛んにしているのでそういう共同機械関係の資料をもう少し分かりやすくしていくと、野菜を作ると収益がある何倍にもなる、若い方がやっていくにはそのように持って行かないとしんどいかと思うので、機械の貸出とかどういう方法ですればこれだけ出来ますというような事をもう少し分かりやすくしてもらえないかなと感じております。

小野（春）委員

伊藤委員と関連質問なのですが、今、誰かに頼まれた場合に農業委員さんに言えば何とか知恵を貸してくれるのではないかと、自分に応じた返事がもらえるんじゃないか、農業委員に対しては地域の人々の期待感もあると思います。期待に多少でも添える為には我々も農業委員会の中でそういう問題を一番の窓口はどこになるのですか。その返事を伝達しなければならない。関係部署から返事をいただいたのをまた、依頼者に伝達はしますがそこで効果があるような返事をもらう状況を我々はあまり知らない。例えば、担い手育成等、JAさんとかのいろいろその辺の関連は情報紙で出ておりますけど、ちなみに我々はこの人の要望に対して新規営農者に頼んだらいいのか、法人化している農業者ですかね、新居浜にも何か所か法人の会社もありますけど、具体的な返事を依頼者にお届けする為にはどこ

に1番相談したらいいのでしょうか。

藤田会長
藤田事務局

新居浜市では農林水産課です。

分からないことがあれば、一度こちらに言っていただいたら。

藤田会長

意見をまとめたり、案があるのをコーディネートをする場合はできますけど、例えば制度資金の問題であるとか、いろいろな事についての担当は農林水産課です。中間管理事業の関係についてはここになるのですが、農地を貸したいと思っても受ける方がいないと成立しませんので、農用地じゃないとできないとか、新居浜市ではごく一部ですからなかなか難しい。

小野（春）委員

農林水産課へ、そういうようなお願いをしに行けば耕作をしてくれる紹介等はしてくれるのですか。

藤田会長

その地域で農林水産課も人・農地プランを作成しているいろいろやっていますが、それを、私がこの間から言うように各地域の中で分けて上手く皆様方も分かってくれて、それを知っていないと答えができない。それは担当課の意見ですけど、それぞれ各委員さんもそれを自分で勉強してもらわなくてはいけない。これが我々農業委員、推進委員の仕事ですから、全部が出来る訳ではないですけど、農地を守る為にはどうあるべきかについて、今回話し合いをさせていただいています。いつも同じ方向から見ているのですが、我々も農業者の一人ですから角度を変えてものを捉えるとは難しいのですが、違う方向から見て新居浜市の農業、担い手、農地を守ったり、農業者を守る為にはどういった政策、我々も頑張るのですが行政も頑張りたいとかについて、県、国があつたりしてもここが窓口ですから、そういった事で要望をしていくということで皆様方からご意見を出していただいて、それをまとめて23期が終わる時には意見書を出しておかなければということでございますので、いろいろ案を出してください。

はい、近藤委員さん。

近藤委員

今の藤田会長の話と、お二人の申し入れを聞いている中でちょっとお二人の言っていることに農業委員会としてどう応えるのか、そんなことも考えてもいいんじゃないのですか。個人で個々にとか、地域でとかいうのではなくて、お二人の意見を農業委員会として受け止めたら建議として出せるのではないですか。それと、農林水産課に個々で行くのではなく農業委員会として申し出るというのも大事なのではないですか。それにプラスして農協にも依頼するとか、農業委員会としての動きを作っていくか今お二人が言っていることは二人だけの意見じゃないと思うのですよね。あっちにも、こっちにもそういう意見を持っている人はいると思うので、それを汲み上げていくのが農業委員会ではないのですか。

藤田会長

そうです。皆様と意見を出しながら、ここで意見をまとめて各関係機関へ働きかけて行くということでございます。それと合わせて、22期までは3年に1回の建議書だったのですが、23期からは意見書となって毎年出せますよというのですが、毎年出して上手く前に進んで行くものでもないですから、3年に1回の意見書を一つの区切りとしてやっていこうという事で今皆様にお話をしているのですが。はい、寶田委員さん。

寶田委員

私は、農家として現在お米以外に里芋ときゅうりを栽培しております。里芋については1反あたりそこそこ作れば60万円くらいになります。きゅうりは6畝くらいしか作ってないのですが、40万円から50万円くらいになります。新居浜市農協には里芋部会ときゅうり部会がありまして、それぞれ部会の農家が集まって勉強会をしたりしてます。農協に出荷すれば農協がまとめて新居浜青果ですとか神戸青果ですとか出荷してくれます。ですから、他の野菜ではそういうまとまった金額にはならないので、もし農業委員会の皆様の方に話があって推薦されるのであれば農協の指導員がいるような作物、きゅうりや里芋を勧めていた

だけたらそこそこ面白い農業ができるのではないかと思います。以上です。

小野（義）委員

里芋部会に入っていればマルチの機械を貸してくれると聞いたことがあるのですが。

寶田委員

貸してくれます。うね立て機、マルチ掛け、植え付け機があります。里芋は連作がきかないので最低2年は空けて欲しいです。

藤田会長

青年就農者の方も露地野菜、里芋を耕作されている方も何人か増えてきています。それだけの面積を確保しないと安定した収入を上げることができませんので、土地を借りたり農業委員会に相談したり、作りやすい圃場と作りにくい圃場とがありますので、そういったことで地域の関係者に働きかけていただけたらと思います。

はい、久枝委員さん。

久枝委員

今、寶田委員さんから具体的な成功例を、実際に今行って前を向いて進んでいるお話が毎回出てきて話し合えるような場所にしないと、理屈だけ並べて一つもできていない。毎年、更新3年間、3年過ぎたらまた同じような事を出すでは何にもならない。農業委員会で実際にこういう事をやったらこうなりますよという話し合いがあって、やってない人は分からないので、実際にやって成功した例、失敗をした例、実際の話が聞ける場というのは必要だと思います。今までに聞いたことがなかったです。私も他の方ですけど、チンゲン菜を1年間作っているんですね。但し、これはビニールハウスが必要なのですが1反で年8回、回すことができるんですね。同じ土地で。1回の収穫で40万円くらい。夏で35日、冬で48日くらいで収穫らしいですよ。計算したら年間400万円くらい。話を聞いて、凄いと思ってお米を作るよりはるかにいいのですが、そういう成功例を皆さん聞いたらこういう場で話してヒントにもらって、成功したものを話し合うというのは必要だと思います。是非、皆さん聞かれたらどんどん情報を出してこの

場で話し合いするのもいいのではないかと、農業委員会というのは法令を遵守するように吸い上げていって各機関へつなげることができる。ここ農業委員会は予算もないし、お金もないのですからここでは何もできないのですから、各関係機関に話を持っていけるような組織にするべきだと思います。

藤田会長

他にございませんか。4つのテーマについて細かいことについてでも結構ですのでご意見ございませんか。

はい、久枝委員さん。

久枝委員

太陽光発電のことで、西条の不動産屋と話しする機会がありまして、西条市は昨年度より太陽光発電の許可が下りないという話を聞きまして、農業の人にも聞いて、今、新居浜市の方に太陽光発電が集中しており、なぜ新居浜市はなくて西条市は駄目になったのか聞いてみたいと思いました。

藤田会長

担当者に聞くと、西条市の方で規制をかけているというのは聞いていないということですが、なお確認します。特に上部、今日の大生院のところや、旦ノ上、萩生、あの辺でも多くソーラーパネルの設置について申請が出されて許可がされていっていると、旦ノ上と治良丸の境の辺りで1軒の家の周り3反余りを転用したとかいうのがあって、南向きですから南の人はキラキラして眩しいのではと言っていたのですが、特に旦ノ上の自治会館の周辺が問題になっていると、県の農業会議でも意見が他から出てくるのではパネルの設置について制限はかけられないのかと、農業会議の常設審議会の中では先程も申し上げたのですが農地法に関してではないと意見を言えない、周辺の農地に与える影響とか何かについてではなくて、キラキラして眩しいとか、それがあると困るとかいうようなことについては審議できない。今、農業会議の方で国の全国農業会議所の方へ意見書を出してくれと、これは、設置について制限をかけると国は代替えエネルギーの手段としてやってくれと、売

電価格は今13円くらいになっていると。

久枝委員

最初にした人は48円、途中で33円まで下がりました。2009年から法律が改正されて、10年しか買ってくれなくなったそうです。業務用ですね、これは20年です。今年2019年ですので今年で切れるんです。キロ7円になります。7円でも捨てるよりは、自分のところで捨てるか、蓄電池を自分のところで買って蓄電するか、坊ちゃん電力などにそういうところに売電するか、今まで通り四国電力へキロ7円で売るか、その3つに1つの選択になってしまっています。

藤田会長

よく言われるのは土地を買ってまで5条で申請をしてしているようでは採算が取れない。自前の土地で4条でやるのではまだいけるかもしれない。その時に安くなったら駄目じゃないかと言うと、パネルの安くなったのと、性能が良くなったのでその分でカバーできますとよく言われるんですけど、それは、やった人しか分かりませんし、パネルの設置について愛媛県下で上島町だけが条例を作って、条例を出した時に3件申請があっという間あったのですが、それ以降条例を設置されてから申請はないというようなことです。それ以外では、愛媛県では規制をかけるという話は聞いてないという状況です。

田中農地係長

今、西条市の農業委員会の方で確認したのですが、高圧の太陽光については四電の方の兼ね合いから、西条市の枠がないということのようです。新居浜市の方はまだ枠がありますので、まだ申請できると、四電の関係で農地法の関係ではないということで今確認いたしました。

藤田会長

今日は意見書の作成に向けての前段としてのお話をということで、また、来年7月が我々の任期満了でございますので、春先までいろいろこういった機会も出てきますので、基本になるテーマについては、担い手の確保と育成、地産地消の推進と食育の充実、有害鳥獣対策支援策の強化、計画的な農業生産基盤整備の実施の4つを引き継ぐことと

いたします。

はい、伊藤委員さん。

伊藤委員

最後に一つ、先程言っていた農作物の情報をいくつか主だった10アールあたりの一覧表のようなものを皆に紹介して欲しいし、私自身も知りたいです。

寶田委員

日本農業新聞にこの辺でしたら大阪の市場の相場が出ております。

藤田会長

伊藤委員さんが言われたことについては、新規就農をしたいと就農相談の中で話をする時に、農業委員会も入ったりするのですが、そういった中のデーターもあると聞いておりますのでそれをまた確認しておきます。

ありがとうございました。本日は、十分には意見も出ませんでしたので、また、このような機会を作って、意見書の作成に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

ここで、事務局から連絡事項があります。藤田事務局長どうぞ。

藤田事務局長

先月ご説明いたしました農業委員、農地利用最適化推進委員の定数についてでございますが、8月15日を締め切りとしてご意見をお願いしておりましたが、ご意見がございませんでしたので、案としてお示しさせていただきました「角野地区を1人減、地区割はそのまま」ということで、来年の改選の準備を進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。これから、新しい委員さんの選出に向けて各地区で話し合いを行っていただくとと思いますが、農業委員さんにつきましては、原則として認定農業者等が過半数を占めることが条件となっております。しかし、新居浜市におきましては認定農業者が約30名しかおらず、過半数の確保は難しく、例外規定として、認定農業者が農業委員の8倍を下回る場合は、認定農業者であった者、認定農業者の経営に参画する親族、認定就農者、集落営農等の代表者等準ずる者で、農業委員の4分の1を超えなけ

ればならないとなっています。また、青年・女性の積極的な登用に努める点もご配慮いただき、相談を行っていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

藤田会長

以上をもちまして、第29回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員